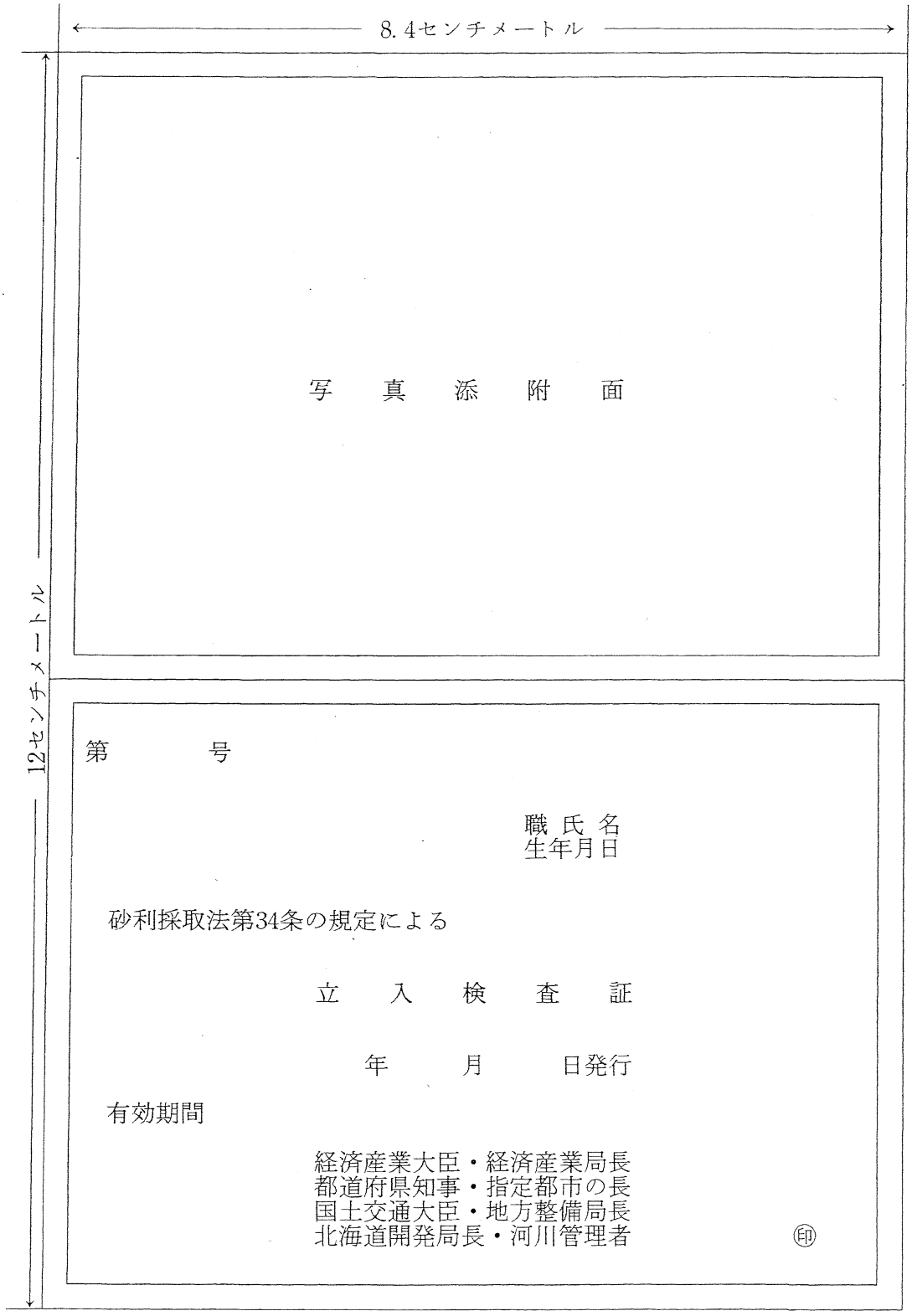
様式第７

表


8.4センチメートル
12センチメートル
写　真　添　附　面
第　　号
職 氏 名
生年月日
砂利採取法第34条の規定による
立　入　検　査　証
年　　月　　日発行
有効期間
経済産業大臣・経済産業局長
都道府県知事・指定都市の長
国土交通大臣・地方整備局長
北海道開発局長・河川管理者
印

裏

砂利採取法抜粋

第34条　経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、砂利採取業を行う者の事務所、砂利採取場その他その業務を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2　都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、当該都道府県の区域において砂利採取業を行う者又は当該区域（指定都市の区域及び河川区域等を除く。）において砂利の採取を業として行う者の事務所、砂利採取場その他その業務を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3　指定都市の長は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、当該指定都市の区域（河川区域等を除く。）において砂利の採取を業として行う者の事務所、砂利採取場その他その業務を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

4　国土交通大臣又は河川管理者は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、河川区域等の区域において砂利の採取を業として行う者の事務所、砂利採取場その他その業務を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

5　前各項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

6　第１項から第４項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第46条　次の各号のいずれかに該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

四　第34条第１項から第４項までの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者